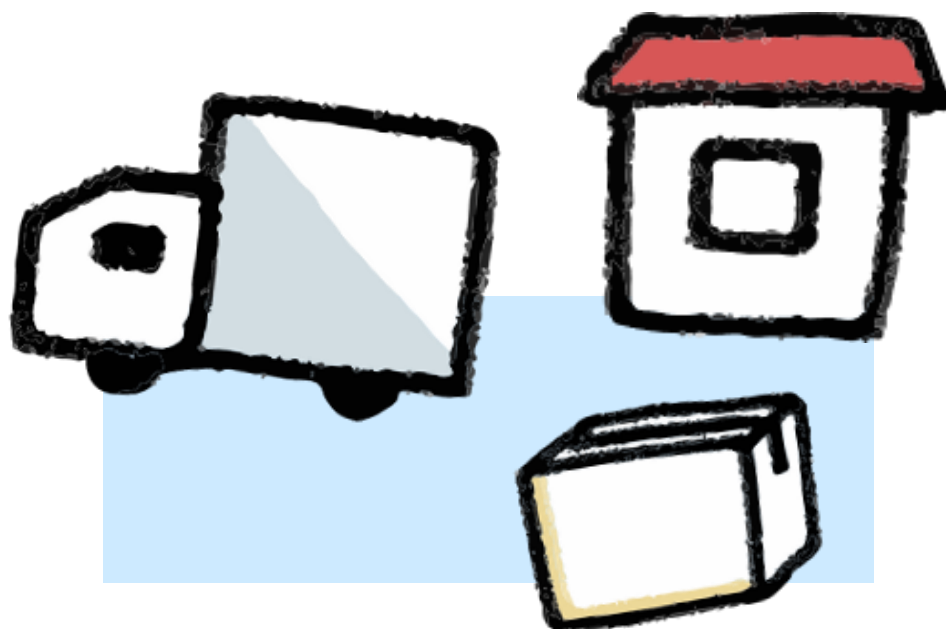


高島市住居確保給付金 (**転居費用補助**) のしおり

離職等によって住居を喪失、またはそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～



高島市

(令和8年7月1日 作成版)

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一世帯に属する者の死亡または本人もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した者または住居を喪失するおそれがある者に対し、転居費用相当分の給付金を支給するとともに、家計改善支援事業による家計の改善に向けた支援を行います。

支給額について

下記を上限として、転居費用分（家財の運搬、転居先の住居に係る初期費用）を支給します。

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人	276,000 円	4人	336,000 円
2人	294,000 円	5～6人	360,000 円
3人	318,000 円	7人以上	378,000 円

支給方法：初期費用については原則、不動産仲介業者等へ代理納付。それ以外については代理納付もしくは受給者の口座等へ支給します。

※初期費用のうち、敷金や契約時に支払う家賃（前家賃）、家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費用は対象外です。

※転居に要する経費が、支給額の上限を超える場合、差額については自己負担となります。

※給付金支給後、実際の支出額が既支給額を下回った場合は差額の返還が必要です。

住居確保給付金（転居費用補助）を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失している、または住居を喪失する恐れがある。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入が著しく減少した月から2年以内である。
- ③ 申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していた。
（収入減少時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含む。）

- ④ 申請日の属する月における、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の合算額（収入基準額）以下である。

世帯人数	基準額	家賃額（上限額）	合算額（収入基準額）
1人	86,000円	35,000円	121,000円
2人	124,000円	42,000円	166,000円
3人	147,000円	46,000円	193,000円
4人	175,000円	46,000円	221,000円
5人	209,000円	46,000円	255,000円
6人	242,000円	49,000円	291,000円

※家賃額は、高島市内で転居する場合（高島市以外の場合は、地域ごとに設定された基準額が上限）

- ⑤ 申請日における申請者と申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金融資産（上限額）以下である。

世帯人数	金融資産（上限額）
1人	516,000円
2人	744,000円
3人	882,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 家計改善支援事業において、その家計改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる。

※ 家計改善支援事業の相談先は、つながり応援センターよろずです。

- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。

- ⑧ 申請者および同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

家計改善支援事業の相談先

◆つながり応援センターよろず

〒520-1521 高島市新旭町北畑45番地1

電話 0740-25-5750 FAX 0740-25-5177

住居確保給付金（転居費用補助）の申請をするために必要なもの

◆申請窓口は、市役所社会福祉課くらし連携支援室です。

- ① 住居確保給付金支給申請書【市役所社会福祉課くらし連携支援室にあります】
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
 - ・運転免許証 ・個人番号カード ・住民基本台帳カード ・旅券
 - ・各種障害者手帳 ・住民票の写し ・戸籍謄本等
- ③ 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ④ 世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属するものが離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
 - ・戸籍謄本の写しなど、死亡や離婚の事実がわかる書類
 - ・給与明細書、賃金明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ等
 - ・公的給付等の支給額がわかる書類
 - 雇用保険の失業等給付を受けている場合「雇用保険受給資格証明書」、年金やその他の福祉手当等を受給している場合は支給額のわかる書類
- ⑤ 預貯金関係書類
 - ・申請者および同一世帯の世帯に居住し、生計を一にしている者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 要転居証明書
 - ・家計改善支援事業において相談後に作成される書類
- ⑦ （持ち家の場合のみ）居住維持費用関係書類
 - ・申請者が持家である住宅で居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し
- ⑧ 入居（予定）住宅関係書類
 - 賃貸物件契約関係書類
 - 賃貸物件の契約書の写し（家賃や賃貸期間がわかるもの）

◆追加確認が必要な書類

- ① 入居住宅に関する状況通知書（入居希望の住宅が確定した後、不動産仲介業者等が必要事項を記載したもの）
- ② 初期費用のほかに、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額および内訳が確認できる書類

転居費用補助の申請から決定までの流れ

1 自立相談支援機関への相談・支援決定

- ・ 支給を希望される場合は「つながり応援センターよろず」に相談し、支給申請要件に該当するかを確認した上で、家計改善支援事業の利用申し込みを行い、支援決定を受けてください。

2 家計改善支援プランの作成と目標設定

- ・ 家計の見直しやその他の困りごとについて家計改善支援員と一緒に整理をした上で、解決に向けた目標を立て、具体的なプランを作成します。

3 要転居証明書の交付

- ・ プランに基づく家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合には、つながり応援センターよろずから「要転居証明書」が交付されます。

※1の相談から3の交付までの期間の目安 2～3カ月程度

4 住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請

- ・ 住居確保給付金支給申請書に必要書類を添えて、くらし連携支援室まで提出してください。
- ・ 申請書の写しと「入居予定住宅に関する状況通知書」をお渡しします。

5 転居先の確保と入居住宅の不動産仲介業者等（貸主）との調整

- ・ 家計改善支援事業を受けて、示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示するとともに、転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保してください。
- ・ 住居が確定した後、不動産仲介業者等に「入居住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、記載済の通知書を受け取ります。
- ・ 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、審査や支給まで一定の期間がかかることを考慮して、不動産仲介業者等と調整を行ってください。

6 追加書類の提出

- ・ 不動産仲介業者等に記載してもらった「入居予定住宅に関する状況通知書」をくらし連携支援室に提出してください。
- ・ 初期費用のほかに転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、その金額と内訳が分かる書類を提出してください。

7 審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は「住居確保給付金支給決定通知書」と「住居確保報告書」を交付します。
- 住居確保給付金は、原則として不動産仲介業者等の口座に振り込む代理受領となりますが、必要と認める場合は、受給者の口座に直接支給します。
- 受給資格なしと判断された場合は「住居確保給付金不支給通知書」を交付します。その場合は、不動産仲介業者等に不支給決定となったことを連絡してください。

8 支給

- 支給決定通知書に定める支給方法によって、速やかに支給します。

※4の申請から8の支給までの期間の目安 1～2カ月程度

転居後について

- ◆ 住居入居日から7日以内に「住居確保報告書」に賃貸借契約の写しおよび新住所における住民票の写し、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を添付して、くらし連携支援室へ提出してください。
- ◆ 実際の支出額が当該支給額を上回っていた場合、支給額の上限以内かつ支給対象経費と認められるものであれば追加支給できる場合があります。
- ◆ つながり応援センターよろずは、必要に応じて、転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況を確認する場合があります。

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

- ◆ 住居確保給付金（転居費用補助）は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金（転居費用補助）の受給後に、受給者と同じの世帯に属する者の死亡、または受給者もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または自己都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件に該当する場合は、再支給を受けることができます。

住居確保給付金を返還してもらう場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請など不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について返還してもらいます。

住居確保給付金（転居費用補助）の相談・申請窓口

名称	所在地	電話番号
【相談・申請】 高島市役所 社会福祉課 くらし連携支援室	高島市新旭町北畑 45-1 (市役所 新館 1 階)	0740-25-8120
【相談】つながり応援 センターよろず (高島市社会福祉協議会)	高島市新旭町北畑 565 (みらくる 1 階)	0740-25-5750

